

## 第 2 回研究会における委員からの指摘事項とその対応方針

委員の発言要約 (敬称略)	対応方針案
<p>1 利用目的 (公益性)</p> <p>分析結果を公表することによって特定の地域・団体の利益・不利益が生じるおそれはないか。無制限に公表してよいのかどうかは議論が必要ではないか。(椿)</p> <p>公表を制限することは「表現の自由」の観点から問題あり。(山口、玄田)</p> <p>(学術研究の発展に資する場合)</p> <p>大学等に属している人の範囲として、非常勤、ポスドク、学生は考えた方がよい。(山口)</p> <p>所属機関によって学術研究目的と営利目的を区分するのは現実的には難しいのではないか。大学も営利目的と言えないことはない。(玄田)</p> <p>データを扱うことに関するスキルを持っていることも重要な要素。(椿)</p> <p>「属するもの」は修正要(廣松)</p> <p>(その他総務省令で定める)</p> <p>安易に教育・演習等の目的に拡充するのは躊躇を感じる。学生はまだ倫理教育の途上。(玄田)</p> <p>教育用パッケージは別途作成するという工夫も必要では。(玄田)</p> <p>(営利目的と学術目的の両方の場合)</p> <p>住民基本台帳法の閲覧制度との関係では、目的が異なるので、必ずしも公益性の解釈が違って問題ない。(中原)</p>	<p>分析結果の公表に際しては、利用者がその倫理観と責任において、特定の団体等の不利益が生じないように配慮することは、申請する上で当然の前提と考えている。</p> <p>指導教授等の管理・監督の下であれば利用可能とすることとしてはどうか。</p> <p>所属機関で判断するものではないが、一つの判断基準としては必要と認識。ただし、個人で研究している者も対象と考えている。</p> <p>「データを扱うスキル」の程度を審査することは困難であるため、遵守すべき事項を誓約してもらうことで代替可能ではないか。</p> <p>「属するもの」は削除。</p> <p>大学の授業等で学生が利用することも想定している範囲。この場合指導教授の指導の下で、使用場所も教室内・研究室内の利用に限る等の要件が必要であると考えている。</p> <p>営利目的が含まれたとしても、学術研究の発展に資する場合であれば、提供可と考える。</p>

(利用目的の審査)

2次利用が中立的に提供されているということを疑われないようにするためには、もっと学会を利用すべき。(玄田)

審査のポイントは理解できるが、政策に都合のいい研究だけを認めているのではないかという不安を煽ってしまうならば統計法の趣旨ではない。(玄田)

適切に提供されているということを、統計委員会の下で検討することも一つの方法。(玄田)

最終的な判断を実施者が行うということはわかるが、そのプロセスにおいて学会が適切に関わる方法が考えられないだろうか。(玄田)

学会が審査してそれを報告いただくようにして、それを審査要件に入れるということも考えられるのではないか。(山口)

研究計画の妥当性は専門家によって一度レビューが必要。事前にそういうフィルターをかけてから申請がくるということにして、学会主導でフィルタリングの機関を作ることも可能ではないか。(椿)

2 利用申請事項

共同研究が最近増えているので、利用者の氏名、所属の部分で、共同研究者をどのように取り扱うかを詰めておくべき。(玄田)

利用者のほかに「管理の責任者」を明確にしておかなくてよいか。大学の受託研究の場合は、契約者としては学部長とか学長がなり、その管理責任の下で研究が行われている。(椿)

中立的に提供されていることを疑われないようにするための仕組みとして、統計法の施行状況を総務省が取りまとめ、公表するとともに、統計委員会へ報告することとしている。

研究計画そのものの必要性あるいは妥当性についての審査を行うことは想定していないため、学会等が審査するということは必要ないのではないか。

特に「匿名データ」については、目的以外に自ら使用することと他者へ提供することが統計法で禁じられていることから、共同研究のような場合は、利用者を特定しておく必要があるために、申請事項に記載することが必要であると考え。

匿名データの利用に関しては、あくまでも、利用者個人の責任において利用されるものであるため、管理責任者までを記載する必要はないものと考え。

<p>3 利用目的の審査要件</p> <p>申請書にどうかけばよいかというひな形を作ってほしい。(山口)</p> <p>一橋大学の試行的提供を参考に申請書のひな形を提示してほしい。(廣松)</p> <p>一番親近感のあるひな形は科研費補助金。予(玄田)</p> <p>倫理との関係で宣誓事項も議論すべき。(玄田)</p>	<p>資料2 別添資料参照</p> <p>資料2 別添資料参照</p>
<p>4 審査結果に不服がある場合</p> <p>統計法では「求めに応じ提供することができる」という規定なので「処分」には該当しないため、法律上は行政手続法や行政不服審査法には適用されない。ただし、行政手続法の精神というか、公正さを疑われないようにすることが必要。(中原)</p> <p>せっかく基準を作ってもそれが適切に運用されているかどうか外から見てわかるようにする必要があり、認められなかった場合は、なぜだめなのかという理由も含めて通知することや不服をどこかに申し出ることができるような制度とすべき。(中原)</p> <p>政府統計全体として一本化した窓口を設けることは大賛成。最終的な判断は実施者が行うにしても、窓口が複数あるような形は効率化の観点からも避けるべき。(玄田)</p>	<p>公正さを疑われないようにするために、求めに応じられない場合はその理由を含めて通知することが必要。また、透明性の確保の観点から、2次利用の提供状況について、総務省が取りまとめ、公表するとともに、統計委員会にも報告することとする。</p> <p>相談窓口機能のほか申請書受付まで含めた窓口一本化は現時点では難しいが、将来的にはその実現に向けて検討する。</p>
<p>5 民間委託の留意事項 - 著作権</p> <p>契約上明確にしておくことが重要。これは、統計表の分析・加工などを業者に委託する場合も、利用者から委託を受ける場合も同じ。(中原)</p>	<p>契約事項について引き続き検討。</p>
<p>6 その他運用面での留意事項</p> <p>(提供媒体・方法について)</p> <p>試行的提供の経験から判断するのが現実的ではないか。(玄田)</p> <p>(データの使用後の措置)</p> <p>非常に利用しやすい環境になるので、申請ごとにきちっと処理すべき。(玄田)</p>	<p>原案の方向で検討。</p> <p>匿名データについての使用後の措置は、消去・返却する方向で検討。</p>

(匿名データの作成を誰が決めるか)

ニーズ把握は、日本学術会議をはじめさまざまな学会に強く問うてほしい。(玄田)

統計法では2次利用は「CAN」であり「MUST」ではないが、原則としてはすべての統計データについて匿名データを作成するぐらいのことを考えて、その上でできないものをリストアップするという方式がよいのではないか。(玄田)

最終的には各省庁が判断することとしても、それを応援するような仕組みも含めて、運用上の問題としてどこかに表現できればよい。(玄田)

利用者の利便性の向上の一つとして、例えば、利用者がどこかに相談できるとか、支援できるという環境を整えるべきであり、直接、行政ができることと、できないことがあると思うので、そこは我々大学を利用していただくという環境を作してほしい。(山口)

政策で緊急性を求められる課題が出た時に、それを学術的に分析することを応募して、ちゃんとした結果を出すということが、統計法の中での概念の中で可能なのではないか。そうすれば、政策立案の上でも大きなインパクトを持つものになると思うので、そういう活用する方法も視野に入れるべき。(玄田)

(その他)

匿名データを申請して提供を受けてから、実際の集計・分析は他の専門家(民間も含む。)が行うという利用形態も有り得るのではないか。そういう際にどのような手続にしておくか、ということも検討しておく必要があると思われる。(椿)

ニーズ把握の手段・方法について別途検討。

匿名データについては、特に事業所を対象とした統計調査の場合、外部からの情報の入手が容易であり、一般に匿名化処理が困難であるという意見もあるため、当面世帯調査を対象と考えたい。

相談機能は行政側にも必要であると考えているが、大学側でも特にデータ処理方法等の技術面でのサポート機能があればより利便性が高くなるものと思われる。

政策立案等の高度な公益性を有する場合は、匿名データではなく、統計法第33条に基づく調査票情報の提供の範囲で行うことも可能ではないか。

統計法では、匿名データの提供を受けた者から、情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者についても、適正管理義務や利用制限が課され、これに違反した場合の罰則規定も設けられているところである。このため、申請事項についても、委託先の者を明らかにしておく必要がある。